

令和5年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会

日 時 令和5年6月20日（火）
午後2時00分から午後4時00分まで
場 所 県庁議会棟執行部控室
(オンライン会議 (Cisco Webex))

1 開会（挨拶：県子ども発達支援課 松本課長）

医療的ケア児を支える人材の確保、医療的ケア児等支援センターを中心とした相談支援体制の充実などにより、医療的ケアを要する障がい児者とそのご家族が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができる環境を整えられるように、引き続き皆様のご助言をいただきながら、関係部局や市町村とも連携して取り組んでいきたいので、本日は忌憚のないご意見をいただきたい。

2 議事

(1) 圏域ごとの状況の報告

①鳥取市（資料2-1）（報告者：中村知的障害者福祉司）

〈圏域部会の開催状況〉

- ・今年度の第1回医療的ケア児等支援ワーキング鳥取市地域自立支援協議会役員会を6月6日に開催。（以下、部会における検討内容等）
- ・「災害時にも使える対応ノート」について、（災害発生後）自宅で3日間生活することを想定した備えとなっているが、次に避難所等に避難するパターンを考えていく必要がある。①ノートの周知方法について、鳥取養護学校の保護者会や参観日に議案として提案し、災害時にも使える対応ノートの説明に県や市も参加して行う、②鳥取療育園で周知の機会を相談する、③相談支援事業所に周知について依頼するなどを検討中。
- ・学校卒業後の医療的ケア児の日中の活動先について、生活介護サービスの利用を希望されることが多いが、希望どおりの日数や事業所を利用できていない現状がある。生活介護サービスでは、区分により報酬単価が決まっており、児童発達支援や放課後等デイサービスのように医療的ケアがスコア化して反映されていない。医療的ケアが増えて、もともと利用していた生活介護事業所から断られるケースもある。事業所の看護師の雇用のための補助のみならず、児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬と生活介護の報酬の差が埋まるような実態に合った制度がないと、医療的なケアを必要とする方を受け入れる生活介護事業所は増えていかない。
- ・入院時付添依頼助成事業と重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業について、付き添いという点で同じ行為の支援なのに、1時間当たりの補助額が何千円も違うのは腑に落ちないという話があがった。
- ・福祉避難所の協定先の鳥取養護学校の機能見学を実施。福祉避難所としての協定部分の体育館と、生活訓練室の設備等を確認。収容人数については、一人に必要なスペースがどれだけというのが一人一人違ってくるので計算できない。その他、非常用発電機や備蓄品、トイレ等の状況を確認。

〈災害時における医療的ケア児等の対応について〉

- ・避難場所を具体的に把握する必要がある。(福祉避難所の協定締結にあたり、非常用電源、水、エアマット、提供可能スペース、収容可能人数などがはっきりしておいたほうよい。)

〈その他〉

- ・日常生活用具の助成に、自家発電機が加わったことについて、必要な方には周知をしたい。周知方法について検討中。
- ・避難行動要支援者の名簿登録を進めるため、福祉サービスの受給者証交付時にチラシを渡すようにした。

②東部4町(資料2-2)(報告者:中島委員)

〈各圏域部会の開催状況〉

- ・災害に関する制度には国が主導する避難行動要支援者名簿、鳥取県東部圏域で進めている災害後の生活支援、災害時対応ノート等の制度の使いわけがよくわからないとの意見があり、令和4年度に鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会において協議を行い、利用する制度を選択する際の参考となるようなフローチャートを作成。
- ・令和4年12月19日に開催された鳥取市地域自立支援協議会において、鳥取県東部圏域の医療的ケア児等支援ワーキングに東部4町も参加し、災害時対応ノートの周知や利用について協議を行ったほか、医療的ケア児の学校卒業後の行き先や支援について意見交換を実施。
- ・各町の状況については以下のとおり

岩美町…医療的ケアを要する児童は2名。部会は議題が生じた際に随時開催することとしており、令和4年度は未実施。災害時の支援が課題であり、令和4年度は、対象者の保護者から近況や課題の聞き取りを行いながら、とくに関係者間での支援に関する情報の共有方法等についての検討を行った。令和5年度は、昨年度の取組を継続し、支援方法・支援内容について、更に深めていくとともに、ほかの対象者の対応についても検討を行う。

若桜町・智頭町…対象者不在のため、常設の部会はなし。対象者や議題が生じた際に開催する。

八頭町…医療的ケアを要する児童は4名。年に一度福祉課と教育委員会、委託相談支援事業所、学校とで協議を実施。

特別支援学校に在籍し、スクールバスや公共交通機関等を利用した通学が困難な児童生徒に対し送迎支援を行っているが、車両の確保、看護師などの人材確保が継続課題となっている。今後も教育委員会、委託事業所、学校等の教育機関で協議を行い、事業継続が可能な方法を検討していく。

〈災害時における医療的ケア児等の対応について〉

- ・モデルケースにおける災害時にも使える対応ノートの作成に当たり、想定した災害への対応についての課題として、電源の確保や自宅にとどまる判断をするタイミングが難しいということが挙げられた。避難が必要になった場合には、さらに移動に関すること、避難所での生活、病院の受け入れについての課題も生じる。
- ・災害時対応ノートの共有について、個人情報取扱いについて注意を要することから、共有方法や共有範囲等について課題を整理し、対応を検討する必要がある、現在対象者の保護者の意見を取

りながら、検討を行っている。

③中部（資料2－3）（報告者：黒田委員（欠席のため事務局代読））

〈各圏域部会の開催状況〉

- ・令和4年度は2回の部会を開催
- ・令和5年度の開催時期は未定だが、災害時対応ノートの活用について、医療型ショートステイの体制について協議内容とした部会の開催を検討中

〈災害時における医療的ケア児等の対応について〉

- ・モデルケースの検討から出た課題に対する検討、災害対応ノートの周知について、今後取組を進める

〈その他〉

- ・医療型ショートステイについて、中部圏域の医療型ショートステイ実施機関の現状を把握し、課題等を検討して受け入れ体制の充実を図っていく
- ・医療的ケア児者・家族・支援機関に対して十分な情報が、十分共有されていないことから、情報提供の方法や関係機関の連携体制方法を検討していく

④西部（資料2－4）（報告者：橋本委員）

〈各圏域部会の開催状況〉

- ・令和4年度は2回の部会を開催
- ・令和5年度の開催は調整中。（2回程度の開催を予定）

〈災害時における医療的ケア児等の対応について〉

- ・モデルケースの検討について、対象者の対象が安定せず、踏み込んだ検討まで至っていない。そのため、これまでの継続ケースに加えて、新規のケースについて相談支援事業所の相談員を通じてあたっているところ。今後前向きな反応があれば、ノートの作成を促していく。
- ・令和4年10月に日吉津村で実施された医療的ケア児避難訓練の報告会に、各市町村の医ケア担当者、防災関係の担当者、教育委員会等の担当者が出席。今後同様の避難訓練を検討する市町村あり。

光岡委員）東部4町の報告の中に電源の確保のことがあったが、発電装置等は助成の対象となっているか。

中島委員）岩美町では、日常生活用具の中で、非常用バッテリーについては給付対象にしている。

光岡委員）多くの自治体で・市町村で、災害時の電源確保ということで、非常用バッテリーと発電機の両方をもしくは片一方を助成対象にしているが、実際にどのように使うのかとか、それでどのくらいの時間過ごせるのかがイメージしにくいと感じる。もし協力が得られる方がいれば、どれくらいの時間それで過ごせるのか、スムーズにできるのか等、1回モデル的にやってみることが必要ではないか。

博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長）バッテリーについては、大きく分けて、ガソリンを使って発電するものと、ガスボンベを入れて発電するものと、リチウム式で充電しておいて発電するものの三つある。どれくらい時間が持つのかは、呼吸器の設定と、酸素を使っているか、そ

のほか電池を使う機材があるかどうかによっても、違ってくるのではないかと思う。日常生活用具として購入される際に、対象となる機種等も合わせて、それぞれがどういうものなのか（窓口で）ご案内ができるとうい。それをもとに、どれがよいのか呼吸器メーカー等に相談されることもでき、機器が選択できるのではないか。ただ、「日常生活用具として助成があります」と言われても、何を購入してよいかわからないため、もう少し具体的に、誰に相談したらいいかというところも含めて情報があればよい。

光岡委員）米子市のモデルケースの事例が、途中で体調がよくなくなってしまったが、こちらが対象を選定するだけでなく、関心のある方ややってみたいという方がある程度募って、取り組んでみるというのも一つかと考える。

ナーシングデイこすもす 坂本所長）ノートの周知の方法については、相談員にもお願いをしているが、負わされるという感じになってしまうとよくないので、鳥取市では、（報告のと通りの）3つの方法がどうだろうかということ話し合った。ノートについては、自宅で3日間過ごすことを考えたものであり、実際にそれを持って避難所に行くとなると、見直しが必要。

橋本委員）非常用バッテリーについて、医療的ケア児さんが車で避難所に移動される場合、車自体のバッテリーを大きなものを積んでおいて、そこから電源を取る（装備の取り付け）というのは想定されるものか。先日、窓口でそのような問合わせがあった。（米子市では、運転される方がその車を運転しやすくするための自動車の改造に対する補助という支援はあるが、それ以外目的での自動車の改造ということになると、対象にならないとお断りをした。）

光岡委員）鳥取市の報告に、放課後等デイサービスから生活介護への繋がりがうまくいかないという話があったが、東部だけでなく西部でも同じことがある。事業所に入る報酬が放課後デイのほうが多くて、生活介護などは低くなるということについて、県が事業化された上乗せ補助で解消する見込みはあるか。

県障がい福祉課 東口）放課後等デイサービスと生活介護との差額を元に、県の補助単価を設定している。そのように差額を見ているので、差額自体は基本的には無くなると思っているが、市町村の間接補助になっているので、市町村にもご理解いただきながら実施していき、報酬制度の差額というものを無くしていきたいと考えている。また、元々診療報酬は国の制度であるため、国への要望もしているところ。

光岡委員）鳥取市の例もこの制度を活用すれば埋まるということによいか。

県障がい福祉課 東口）昨年9月補正で、新たに医療的ケアを要する障がい者の方が生活介護を使われるためのものを策定し、昨年度の2月頃からスタートしているが、実際に補助制度を利用されているのは米子市のみ。鳥取市はまだ始めておられないが、この制度を利用しただけであれば、差額は埋まる計算で単価設定をしている。

ナーシングデイこすもす 坂本所長）鳥取市では要綱改正を今年度もしないという話であったので、それでは埋まらないということで、鳥取市の部会の時に話をさせてもらった。鳥取市がされないということであれば、鳥取市の事業所では埋まらないことになる。

鳥取市 中村知的障害者福祉司）今、該当する人数の調査をしていると聞いている。令和6年度に予算要求するために、数字を集めているところで、できないということではないと思っている。

光岡委員）県が補助要綱を作っても市町村が取り組めてない。市町村が取り組めても、各事業所にそれをどう実施してもらうのか、というのがとても大事なことになる。市町村に対しては県、事業

所に対しては市町村に働きかけてもらう取組が必要なのではないかと。

(2) 災害対策について（資料3） （報告者：県子ども発達支援課 赤瀬）

- ・災害対策について、本部会や各圏域で取組を進めてきているところであるが、これまで報告のあった取組みや意見について資料のとおり整理を行った。
- ・本部会の中で作成した「災害時にも使える対応ノート」について、各圏域でモデルケースを立てて、ノート作成の過程で見えてくる課題について検証してきているところであるが、モデルケースにおける備えが進んだほか、個別避難計画の作成や福祉避難所への避難、また福祉避難所の整備について検討する上での課題が見えてきたというような成果もご報告をいただいている。今後、ノートの周知を進め、このノートを活用することによって、災害への備えが進んでいくようにしていきたい。「災害時にも使える対応ノート」の取組と並行して、避難や避難所の運営に関すること等、これまでの報告から必要な取組をまとめた。昨年度日吉津村で実施した避難訓練の取組について、実際にやってみると、様々な気づきに繋がったという成果もあったため、引き続き他の市町村でも実施できればと考える。
- ・モデルケースのノートの作成においてあげられた、ノートの内容に関する気づきや意見について、可能な範囲で反映させる改正を年度末に行った。データでもダウンロードできるようになっているため、必要に応じて対象者に応じた使いやすい形にして使用していただきたい。

皆生養護学校 浦富 PTA 会長）日吉津村のほうで訓練された医ケア児の避難訓練について、動画で拝見するきっかけがあった。実際に自分たちが体感してみないとわからないというところもあり、災害時対応ノートも知ってはいるが、子どもをかかえている側としては、やっぱりその日手一杯となってくると、確かに必要な情報ではあるが、作成まで気が回らない。シンプルに、いざという時に一番何を伝えなければならないのかという目線で作っていただくことがいいのかと思う。また、災害物資も準備はしているが、最終的には、子どもを助けなければいけないと考えた時に、子どもを車に乗せて避難所に連れていくということだけで、精一杯になるのではないかと。こうして（避難訓練のような）取組をやっているからこそ、体感してわかり、今の現状や問題点を、知るきっかけにはなると思う。子どもたちをかかえる親としては、誰かの協力が不可欠なので、（避難訓練等の取り組みについて）市町村の方も早急をお願いしたいと思う。

光岡委員）福祉避難所への直接避難にかかる体制整備について、とても重要なところであるが、ここに向かうまでの道のりについて、現時点で県や市町村はどのように考えているか。

県子ども発達支援課 赤瀬）福祉避難所の設置に関しては市町村の役割になってくるが、昨年度実施した日吉津村での避難訓練において、実際に行ってみて初めて見えてきた課題などもあったので、各市町村における体制整備を進める上でも、避難訓練などの取組は、必要な取組として今後も継続できればと考える。

鳥取市 中村知的障害者福祉司）福祉避難所への直接避難については、検討課題としてあがっている。避難の時の移動のサポートについても、併せて検討していかなければならないが、具体的な話は進んでいない。

中島委員）東部4町でも、課題には上がっているが具体的な見通し立っていないのが現状。今後の検討課題とさせていただきたい。

橋本委員) 現時点では検討中。日吉津村で行われた避難訓練の報告会に米子市からも、防災担当の職員が出席している。今後、福祉避難所への直接避難というところは、なんらかの形で進めていくことが必要という認識はしているところ。

光岡委員) すぐの話にはならないと思うが、この部会の中でも、各圏域での取組状況を確認をして、共有していけるとよい。

長谷川委員) 引き続きこの部会の中で、取組状況を確認させていただきたい。

(3) 県からの事業報告

①医療的ケア児等支援センターの取組について(資料4)(報告者: 県子ども発達支援課 伊藤)

- ・令和4年度の相談件数は延781件であった。基本的には電話とメールでの相談が中心で、全体の8割を占めている。東部と中部は電話が中心で、西部はメールが中心となっている。相談内容については、生活にかかる相談、就園、就学の相談が多くなっている。相談者は、保護者からの相談が多いのが東部、行政からの相談が多いのが中部、その他機関からは西部が多い。
- ・後方支援看護師への依頼については、就学・就園に向けての保育園・学校・事業所などへの支援といった対応になっている。連携推進会議については、3回実施した。
- ・今年度は、5月末までで、県全体で延件数62件の相談があった。
- ・今年度、第1回目の連携推進会議を7月19日に予定をしている。
- ・先日、日本海新聞広告にて、医療的ケア児等支援センターの広報を行った。

中井委員) 東部・中部・西部の相談件数の中で、中部が突出して訪問件数が多い。どのような訪問でどのような内容であるか、また、後方支援看護師も、依頼件数が東部・西部に比べて中部が多い。これは、中部に何かが無いためにこのようなことになっているのか、中部に数字が突出している要因は何か。

中部療育園 谷川次長) カウントの仕方が影響している。中部は地域の小学校に医ケア児のお子さんが行っておられることで、その学校に訪問して、看護師の支援や相談を受けたりすることが多く入っている。実際に後方支援看護師の支援数は、毎月上がってくる件数の延べ件数で累積されたもので、実際に後方支援看護師が依頼を受けた実人数としては数名弱。訪問件数が多いのも、学校への訪問など。

中井委員) 西部や東部については、中部にあるようなことが、件数として上がってくるのが少ないのか。

博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 後方支援看護師に依頼される内容については、圏域の特徴がある。例えば、学校に医ケア児が入学し、看護師を配置することになったとき、実際看護師のマンパワーはとても必要になってくるが、ある程度の人材確保ができて、体制を整えることができる圏域と、そうでない圏域があるということがあり、サポートの量が違ってくるというふうに認識してもらえたら良い。

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修について(資料5)(報告者: 県子ども発達支援課 赤瀬)

- ・令和5年度の医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、10月から11月にかけての4日間の日程で、医療的ケア児等支援センターに委託し、実施予定。これまでとの変更点は、質の向上を目指してeラーニングでの事前学習を導入し、事前に一定の知識を学習した上で、臨めるようにするとともに、当日はグループワークを中心としたプログラムへ変更していく予定。これまで受講に至らなかった方の中には、平日4日間の開催となると、業務の調整が困難という声も聞かれていたため、今年度は休日の開催を試みる。受講者の募集は、8月頃から始める予定となっているので、周知等の協力をお願いしたい。
- ・鳥取県障がい者プランにおいて、令和5年度末までに、すべての市町村にコーディネーターを配置すること、また県内で120名のコーディネーターを養成することを目標値として挙げている。昨年度末までのコーディネーターの人数は、138名と既に目標値を達成しているが、4町が未配置。計画の評価までの最終年度の研修となるため、未配置の4町には受講していただけるような働きかけを行っていききたい。西部圏域の部会等でも働きかけをお願いしたい。
- ・令和5年度フォローアップ研修については、現時点では詳細未定だが、年明け1月頃の実施を検討中。

③重度障がい児者の日中支援（生活介護、放課後デイ）及び医療型ショートステイの利用状況について（資料6）（報告者：県障がい福祉課 東口）

- ・サービス利用状況の統計データについて、資料に載せている数字は、事業所からの報酬請求のデータを元に作成したもの。事業所数は、10月1日時点の事業所数、利用者数については、各月の実利用者数の合計数となっており、この数字を12で割った数字が実際の利用者数となる。（生活介護でいえば、約2千弱）生活介護は、障がい者支援施設のデータも含めている数であるため、だいたい1100が障がい者支援施設の入所者で、残る800程度が通所の利用者ということになる。放課後等デイも同じような形で統計をとっている。医療型短期入所についても、同様の形で統計を取っているが、医療日数の計算については、利用者数と同じでして、12で割った数字が、各月のおおよその利用日数。医療的ケアが必要な方のみデータを取ったものではないが、だいたい全県の傾向として、確認いただきたい。

総合療育センター 汐田院長）医療型短期入所の利用に関して、以前より、圏域ごとの差が大きいということと、実際に利用されている機関が固定化しているという課題がある。東部は人口比でいうと、西部に比べて非常に利用日数が少なくなっているが、これに関して、本当は利用したいが我慢しておられるということもあるのか。また、実際のところ、他に指定されているところがあっても、特定の機関に利用が偏っていることも続いているが、これに関しては、慣れたところを使いたいというような保護者の思いであるとか、何か理由はあるか。県として現状の分析や、何か改善の余地はあるか等について聞きたい。

県障がい福祉課 東口）利用者や保護者の思いについて、昨年度、県の障がい福祉サービスの利用状況、障がいの種別、医療的ケアが必要かということなども含めて、県でアンケート調査を実施した。医療的ケアが必要な方限定での結果の分析はできていないが、（福祉型も含めて）短期入所の利用に際しての満足度は、他のサービスと比べても低いというのがわかっている。お見込みのとおりなのが、原因としてあるかと思う。障がい福祉課や子ども発達支援課で、補助制度等があるが、そ

のような制度を活用していただきながら、事業者にはサービス提供に当たっていただきたい。
光岡委員) 短期入所の地域の格差がとても大きいと感じるが、送迎支援事業とも関連してくる課題と考える。地域の中に医療的ケアの必要な方の受け入れ可能な収容定員が少なく、他の圏域までいかないといけないという現状があり、その負担が大きくなるから、送迎支援事業等を検討せざるを得ないことになるが、それは方向性として必ずしも合っていないのではないかと思っている。身近な地域の中で短期入所が利用できるとか、医療が利用できるという方向に向かっていかないといけないのではないと思う。移動距離が大きくなることは、本人や家族への負担も大きくなると思うので、方向性としては地域の中で支援ができる体制づくりをしていかないといけないのではないかと考える。

このゆびと一まれ 藤原理事長) 医ケア児の送迎支援事業については、切実に取り組んでもらいたい。ショートステイを利用する立場として、移動支援というのは本当に必要だと思っている。事業所に看護師は配置されているが、送迎ということになってくると難しいということがあり、結局家族が送迎している現状がある。医療的ケアが必要なお子さんになると、想像以上に移動に伴う荷物が多くなっていくわけで、やはり移動というところで躊躇してしまう。移動したいと思っても、その前段階で準備があり、その準備もおろそかになってはいけないという緊張感が走り、当日になって荷物を持っていった先で不備なことがあれば、また持っていかなくてはならないというのは、ショートステイ、医療機関を一つ利用するにしても生じてくる。ショートステイが連泊になると、また荷物量が増えるわけで、移動支援を少しでもお手伝いいただける部分があったりすると、積極的に動くこともできるようになる。(通学に関しての移動については) 養護学校のPTAの保護者の中でも、遠方から養護学校に通っている方などは、長時間の送迎となると、本当は連れていきたいんだけど考えてしまうという声も聞いている状況ではあるので、結構深刻な状況と感じている。友達等と触れ合うというところで、子どもたちの成長発達の幅が広がると思っているが、そういった部分で(医療受診等だけでなく、通学に関しても) 移動支援事業があると救われる方がいる。

④令和5年度医療的ケア児者に関わる県事業予算について(資料7)(報告者: 県子ども発達支援課 赤瀬)

- ・ 令和5年度の県事業予算については、令和4年度の第2回部会で行った、令和5年度予算案の報告のとおり予算可決されている。加えて、本年度の6月補正の事業として4事業(医療的ケア児等の送迎支援事業、医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業、いろいろな子どもたち相互理解促進事業、鳥取県特別支援教育推進計画スタートアップ事業)を要求中。

博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 本年度の予算の中にも、人材育成に関わる予算が多くとられていると感じているが、人を育てることの難しさを痛感している。いくら制度があつて、予算があつても、人材がいなければどうしようもない。「障がい児者事業者職員等研修事業」の昨年度までの実績がわかれば知りたい。また、「特別支援教育推進計画スタートアップ事業」について、もう少し詳しく聞きたい。医ケア児支援法ができたことで、行政の大きな動きとして、地域の保育園や学校に、医療的ケア児を受け入れようという動きが出てきているが、現場はすごく混乱をし、苦勞しているのを医ケア児支援センターをやっていて感じる。教員と看護師の連携だけではな

く、学校や保育園の体制をどうつくっていくか、リスク管理もかねて、誰に報告すればいいのか、報告・連絡・相談の基本的な体制が出来ていないまま、入学式を迎えることとなっており、医療者から見ると、非常に危ないと感じている。これから先、地域の学校に、医療的ケア児が増えていく可能性もあるが、体制ができてないと良くないと感じるので、このスタートアップ事業がどのように生かされるのかが、とても興味深く思っている。医療的ケア児等支援センターとしても、タイアップ出来る場所があったらしていかないといけないと考える。

県子ども発達支援課 赤瀬)「障がい児者事業者職員等研修事業」についての昨年度までの実績については、確認して改めてお伝えさせていただく。「特別支援教育推進計画スタートアップ事業」については、特別支援教育課へ確認し、情報提供させていただきたい。

(4) 医療的ケア児等の送迎支援事業(案)について(資料8) (報告者: 県子ども発達支援課 山村)

- ・ 昨年の秋から検討を始め、今の開会中の議会を経て、事業化できる見込みとなった。対応については、医療機関(受診、入院、ショートステイ等)への送迎に際して、タクシー代及び同乗される看護師にかかる経費を助成するものと、県内の送迎体制を整備するために、大型福祉車両の購入費用を助成するという二つの柱になっている。
- ・ 助成対象者は、県内にお住まいのストレッチャーあるいはリクライニング式車椅子による移動が必要な医療的ケア児または重症心身障がい児者。助成対象経費は、自宅(グループホームの入居の場合も含む。施設の入居者は助成対象外。)から医療機関までの区間の福祉タクシーの利用と、看護師派遣にかかる経費で、片道5千円を超える額を全額助成し、5千円以下については2分の1のご負担をいただくことを考えている。看護師派遣費用については、片道あたり500円を超える額を全額助成する。
- ・ 大型福祉車両購入助成の補助対象者は、移動支援を行っている福祉事業所または民間のタクシー事業者等で、詳細については調整中。補助対象経費としては、大型福祉車両購入費用、または改修費用とし購入費用の上限500万円のうちの4分の3を補助するというように考えている。
- ・ 事務の流れとしては、市町村を実施主体とし、県から補助金を交付する形を想定している。利用者が市町村に利用申請を行い、市町村が利用決定(タクシー利用証交付)をし、実際のタクシーの予約や看護師の手配などは、利用者本人が事業所に行い、サービスの提供を受取ったものを、自己負担額のみをお支払いいただく。その後、事業所から市町村に自己負担額を除いた必要経費を請求いただき、市町村から支払い、最後に実績報告をいただいて、県のほうで精算払ということを考えている。
- ・ 今後は、まず、県のほうで協力していただけるようなタクシー事業者の確保、市町村ごとに利用できるタクシー会社のリスト化を行い、県と市町村が一緒になって利用希望者の調査を実施する。さらに、医療的ケア児支援センターの協力をいただいて、協力タクシー事業者に研修をできたらと考えている。そして、利用者登録の登録、支払いという流れになる。令和5年度夏頃までに協力タクシー事業者への研修までを実施、利用者の登録や支払いについては5年度中に始めたいと考えている。

- ・当初は、運行調整センターを設置しようと考えていたが、設置しないこととした他、助成額についても、一定の負担は求めながらも、自己負担額の上限を定めて、遠距離移動が保護者の方の過度な負担にならないように考えている。実施要綱などは今後定めることとしているため、詳細はこれからつめていく。

保木本委員) 東部では、ヘルパー事業所の看板を挙げてやっている事業所があるが、通院や透析がある方の送迎等もされていて手一杯のようであり、なかなか対応が難しいというケースもある。この事業がどこまで参入していけるのかというのが気になるところ。

光岡委員) 19市町村の内、令和5年度は7市町村、令和6年度からは6市町村が事業の実施を検討されているということがあるが、残りの6市町村は対象者がいないから検討しないということか。県として取り組んでいくのであれば、地域の格差が生じないように、全部の市町村で今年度から取り組んでもらえるようにしてもらいたい。

県子ども発達支援課 山村) 対象者がいるところも、予定がないという回答をいただいている市町村もある。今年度の途中からの事業になるので、走り始めて今後横展開を計っていきたいと考えている。

博愛子ども発達・在宅支援クリニック 玉崎院長) 看護師は、訪問看護ステーションでなければならないか。看護師免許は持っているが(退職された)フリーの看護師等はどうか。人材ということ考えると、訪問看護ステーションも余裕があるとはいえない。この事業をうまく回そうと思うと、タクシー会社の確保もだが、ケアができる人材の確保ということもキーになる。そのように考えると、事業所のみを対象とすると厳しいのではないか。結局訪問看護でないとだめだということになり得るのでもう少し視野を広げて、考えられるとよい。

県子ども発達支援課 山村) 事業所に所属する看護師を想定している。フリーの方というのはこれから検討したい。

鳥取養護学校 吉田教頭) 実際に制度があっても、保護者の中では、制度があることを知る機会がなかなか無く、しっかり利用できないという声も上がっていた。このような制度の周知を進めていくことも必要で、必要な方に行き届くものになればよいと思う。

3 その他

(今後に向けて)

光岡委員) 医ケア児支援法の中に、インクルーシブ教育というところが、色々書かれているが、そのためにどういう手立てをしていくのかというところが大事だと思うので、ぜひ計画の中に入れていただきたい。

中井委員) 親がわが子のために頑張らなければならぬにも無いような時代から、この部会があることで、随分と変わった印象を持つ。ただ、まだまだ発展なので、これからも県または市町、地域の中で頑張らなければならないことがたくさんあるだろうと感じた。コーディネーターが目標人数を達成したという報告があったが、実際にコーディネーターが、なんの役割を持っていくのだろうという話をまた聞かせていただければと思う。また、災害時のために、日吉津村で行ったように、各市町でシミュレーションしていき、備えが進めばいざというときに困らないで対応できるのではないかと感じている。

4 閉会 （挨拶：光岡委員委員）

来月委員改選となっており、任期は今限りとなっているが、これからも地域で一緒に取り組んでいく方も多数おられると思うので、ぜひまたよろしくお願ひしたい。